

**東京大学未来ビジョン研究センター**  
**「グローバルコモンズセンター」持続可能な社会へのシステム転換プロジェクト**  
**特任准教授（特定有期雇用教職員） 募集要項**

1. 職名及び人数：特任准教授 1名
2. 契約期間：令和6年12月1日以降の可能な限り早い日～令和7年3月31日
3. 更新の有無：更新する場合は有り得る。更新する場合は年度ごとに行う。更新回数は4回、在職できる期間は令和11年3月31日を限度とする。  
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間：採用された日から14日間
5. 就業場所：東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1）  
<変更の範囲>  
本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6. 所属：未来ビジョン研究センター「グローバルコモンズセンター」
7. 業務内容：持続可能な社会へのシステム転換を追求する複数のプロジェクトに従事する。  
具体的には、専門性や研究能力に応じ、下記の項目のいずれかまたは複数の項目に関する研究や業務に従事する。
  - (1) 革新的技術や経済・社会システムの設計など、持続可能な社会へのシステム転換に貢献する学術的トピックに対するシステムティックレビュー
  - (2) 持続可能な社会へのシステム転換に必要な技術システムや事業、経済・社会システムの設計と移行戦略の検討
  - (3) (1)および(2)に基づく社会提言・政策提言の執筆と提言活動<変更の範囲>  
配置換、兼務及び出向を命じることがある。  
(意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。)
8. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分週5日勤務したものとみなされる。
9. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇等
11. 賃金等：年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額50万円～80万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円まで）
12. 加入保険：法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13. 応募資格：
  1. 採用時に本業務に関連する学術分野における博士の学位を有すること。
  2. 採用時に本業務に関連する研究業績を有すること。
  3. 多様なステークホルダーとの連携や対話に積極的に取り組む意思があること。
  4. 英語によるコミュニケーションが可能であること。
14. 提出書類：
  - ① 履歴書 ※本学様式を下記 URL よりダウンロードの上作成のこと。  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
  - ② 研究業績リスト（様式は任意。査読付きジャーナル論文、著書、招待講演などに分けて記載）。
  - ③ 主要論文（3編以内）
  - ④ これまでの研究・教育活動内容の概要（A4用紙2ページ以内）。
  - ⑤ 着任後の研究に関する抱負。（A4用紙2ページ程度）

⑥ 応募者について照会できる方 2 名の氏名と連絡先

15. 応募締切 : 令和 6 年 9 月 3 0 日 (月) 17:00 必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。  
適任者の採用が決まり次第、募集を締め切ります。
16. 提出方法 :
- 「14. 提出書類」の①～⑥の各種書類に相当する pdf ファイルを 1 つの zip ファイル (パスワード無し) にまとめ、電子メール添付で下記のアドレスに送付すること。メールの件名を「持続可能な社会へのシステム転換特任准教授応募」とすること。
- kajikawa[at mark]jifi.u-tokyo.ac.jp ([at]は@に置き換えてください)
17. 募集者名称 : 国立大学法人東京大学
18. 問い合わせ先 : 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授 梶川裕矢  
kajikawa[at mark]jifi.u-tokyo.ac.jp ([at]は@に置き換えてください)
19. 受動喫煙防止措置の状況 : 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所あり)
20. その他 : ・ 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。  
・ 選考結果に関する事由についてはお答えできません。  
・ 応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。  
・ 東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。  
・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。